

入札説明書

長崎県窯業技術センター庁舎清掃業務委託

長崎県窯業技術センター

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の番号及び名称

7 窯技第3号 長崎県窯業技術センター庁舎清掃業務委託

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

長崎県窯業技術センター（長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷605-2）

(4) 委託業務内容

別添「長崎県窯業技術センター庁舎清掃業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

2 入札参加資格及び参加条件

(1) 入札参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

長崎県窯業技術センター庁舎清掃業務委託に関する令和8年2月5日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けたことが明らかである者でないこと。

この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けたことが明らかである者でないこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の規定による長崎県知事の登録を受けている者

長崎県窯業技術センターと同程度の規模の清掃業務を履行した実績を有すること。

長崎県内に本店等を有している者、又は支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者であること。

(2) 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、長崎県窯業技術センター庁舎清掃業務委託に関する令和8年2月5日付けの競争入札の参加者の資格等に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、8に掲げる場所へ令和8年2月16日（月）午後5時までに提出すること。

(3) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者

競争入札の参加者の資格等（令和8年2月5日付の長崎県窯業技術センターの告示）の入札参加資格を有する者であること。

「仕様書」の内容を契約に基づき確實に、かつ、直ちに履行できる者であること。

当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

入札実施の公告の日から令和8年2月18日(水)までの午前9時から午後5時まで(県の休日を除く。)

(2) 受付場所 8に掲げる場所

(3) 質問方法

郵送によることを原則とするが、提出が時間的に不可能でやむを得ない場合はFAXも可とする。

ただし、FAXの場合は入札期日までに押印した原本を提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和8年2月19日(木)午後5時までに入札参加資格申請者全員に書面でFAXにて回答する。

【注意事項】

質問書は別添様式1を参考に作成すること。

質問者に内容確認を行う場合があるので、作成者名及び連絡先は必ず記載すること。

入札説明会は行わない。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月25日(水)午前10時から

(2) 場所 長崎県窯業技術センター 2階視聴覚研修室

【注意事項】

入札及び開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に8の部局に確認すること。

5 入札の方法等

(1) 委任状の記載

代表者本人以外の者(代理人)が入札する場合は、代表者本人の委任状を入札当日に必ず提出すること。

【注意事項】

委任状、委任事項は別添様式2を参考に作成すること。

代理人の印鑑は、入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

(2) 入札書の記載

入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

入札金額(首標金額)は、訂正することができない。

入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。

代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。

入札金額は、履行期間12カ月分の全体の契約希望金額を記入すること。なお、金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。支払いは原則として契約金額の月額相当額を毎月支払うものとする。

入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入して提出すること。

入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

入札書の宛名は、長崎県窯業技術センター所長 園田 貴子 とすること。

入札書は、別添様式3を用いること。

(3)入札の方法

電送及び郵送による入札は認めない。

入札回数は、3回を限度とする。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

【注意事項】

第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。この間、入札室からの退室及び本社等との協議はできないので注意すること。なお、第3回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低価格を入札した者と見積協議を行う。よって、第3回目入札及び見積額まで準備しておくことが望ましい。

2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できないものであること。

入札に使用する印鑑は、当日持参すること。

(4)最低制限価格

本入札には、最低制限価格が設定されている。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(5)入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の から により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けすることが明らかである者が入札したとき
長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受け
ことが明らかである者が入札したとき。

所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
であるとき。

入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。

誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

入札書の首標金額が訂正されているとき。

民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(6)落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、第98条の規定に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又は

くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を入札日当日に8の部局に納付すること。(落札しなかった場合は、入札終了後に還付する。)なお、入札保証金を代表者本人以外の者が納付する場合、入札にかかる委任状とは別に入札保証金の納付に関する委任状が必要であること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に長崎県窯業技術センター所長を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

入札保証金の免除手続きは、別添様式4を参考に免除申請書を作成し、必要書類を添えて8の部局へ令和8年2月19日(木)午後5時までに持参するか郵送(必着)すること。

【注意事項】

入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税込額の5%となるので、仮に1,000千円で入札する場合には、入札保証金は50千円ではなく55千円となるので注意すること。

入札保証金の納付に関する委任状及び委任事項は別添様式5を参考に作成すること。また、委任状に使用する印鑑は入札書に使用する印鑑と同一のものとし、入札保証金の納付の際に使用印鑑を持参すること。

入札保証保険証書の終期は、開札日から起算して7日目とすること。

契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできないこと。

入札保証金の免除にかかる上記イの書類は、令和5年4月1日から免除申請書提出日までに締結した契約にかかる契約書の写しとする。

入札保証金の免除にかかる書類の提出期限は上記のとおりであるが、審査及び通知に要する時間を必要とするので、できるだけ早めに提出すること。

(2) 契約保証金

契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

契約金額(消費税及び地方消費税込額)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に長崎県窯業技術センター所長を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行

政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

契約保証金の免除手続きは、別添様式 6 を参考に免除申請書を作成し、必要書類を添えて 8 の部局へ提出すること。

【注意事項】

契約保証金の免除にかかる上記イの書類は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 24 日（火）までに履行完了した契約にかかる発注者の履行証明書等とする。

7 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から 5 日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

8 当該契約事務に関する担当部局

長崎県窯業技術センター総務課

〒859 - 3726 長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷 605 - 2

（電話）0956 - 85 - 3140 （FAX）0956 - 85 - 6872